

一般競争入札を行いますので、京都市契約事務規則第28条の3の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成17年2月15日

京都市長 榎本 頼兼

1 入札に付する事項

(1) 工事名称 京都市立下京中学校新築工事

ただし、教室・屋内運動場その他新築工事

(2) 工事場所 京都市下京区楊梅通新町東入蛭子町120番地の1他

(3) 工事概要

ア 校舎新築

(ア) 構造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造)

(イ) 規模 地上4階建て(地下1階建て)

(ウ) 建築面積 3,737.08 m²

(エ) 延べ床面積 13,584.10 m²

イ 屋外付帯工事

コンクリート舗装, インターロッキング舗装, 駐輪場, 植栽等

(4) 工期

契約の日から平成19年2月28日まで

(5) 支払条件

ア 前金払

各会計年度において、各会計年度の出来高予定額の40パーセントを超えない範囲内で支払うこととする。ただし、1会計年度における前金払の支払限度額は、3億円とする。

イ 部分払

平成17年度に2回、平成18年度に3回、合計5回の出来形部分に相応する部分払を行うこととする。

(6) 別途工事

電気設備工事、空調設備工事、衛生設備工事、昇降機設備工事、太陽光発電設備工事

2 入札までの手続

(1) 3の入札参加資格に関する事項について、5の入札参加資格の確認に則った審査を行い、参加資格を有すると認められた者を本件入札参加有資格者として確認する。

(2) (1)の確認結果は、書面にて通知する。

(3) 当該有資格者に対しての発注仕様書及び入札説明書の提示を経て入札を行う。

3 入札参加資格に関する事項

京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第1項に規定する一般競争入札有資格者名簿又は規則第22条第1項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登載されている者（以下「登録業者」という。）若しくは登録業者以外の者で平成16年12月22日付け京都市告示第393号に定める資格を有する者であると認められた者のいずれかであって次に掲げる条件を全て満たす者

(1) 本件入札に係る一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から入札執行までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱（以下「要綱」という。）第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の期間が含まれていない者

(2) 技術者の配置予定が適切であること。

なお、配置予定の監理技術者又は主任技術者にあつては、直接的かつ恒常的

な雇用関係が必要であるので、その旨を明示できること。

- (3) 4の共同企業体に関する事項に掲げる条件を全て満たすこと。

4 共同企業体に関する事項

- (1) 本件工事は、特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による共同施工方式とする。
- (2) 共同企業体は、次のア～ウの要件を満たす3社による自主結成とする。

ア 構成員のうち1社は、直前の建設業法第27条の23に基づく経営事項審査の結果としての総合評定値通知書・経営規模等評価結果通知書（以下「総合評定値通知書」という。）における建築一式の総合評定値が1,250点以上で、平成6年度以降に完成済みの建築工事において、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、地階を有する延べ床面積8千平方メートル以上の建物の施工実績がある者とする。ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20パーセント以上で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。

イ 構成員のうちアの要件を満たす者を除く2社は、直前の総合評定値通知書における建築一式の総合評定値が950点以上の者とする。

ウ 各構成員において、本件工事に対応する建設業法上の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で1人以上配置し得ること。

- (3) 共同企業体の構成員は、本件入札に係る2以上の共同企業体の構成員となることはできない。
- (4) 構成員の出資割合の下限は、20パーセント以上とする。
- (5) 本件入札に共同企業体の代表者として参加しようとする者で、別の共同企業体の構成員として次のア～ウのいずれかの関係に該当する関係会社も参加し

ようとする場合は、そのうちの1者しか参加できない。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社（商法第211条の2第1項及び同条第3項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

前ア及びイと同視し得る関係があると認められる場合

5 入札参加資格の確認

(1) 本件入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を(3)アの受付期間内に

(3)イの受付場所へ持参提出し、資格確認を受けなければならない。

なお、指定する期間内に必要な書類を提出しない者又は参加資格がないと認

められた者は、本件入札に参加することができない。

また、必要書類の作成に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は返却しないが、本市において無断で使用しないものとする。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（用紙交付）

イ 施工実績調書（用紙交付）

4(2)アに示す施工実績を記載し、それを証明し得る契約書及び設計図書等の写しを添付すること。

ウ 直前の総合評価値通知書の写し

入札日時において有効（審査基準日から1年7箇月以内）なものに限る。

A4判の写しを提出すること。

エ 技術者配置予定調書（用紙交付）

3(2)ウに示す監理技術者又は主任技術者については、次の条件をすべて満たしていること。

(7) 本件入札参加資格確認申請時において、他件工事に配置されておらず、かつ、配置する予定もないこと。また、申請時以降、本件の入札執行までの間においても、他件工事に配置を予定することがないこと。

なお、落札した場合においては、実際に配置する技術者の変更は認められない。

(1) 常勤の自社社員であり、かつ、本件入札参加資格確認申請時において、引き続き3箇月以上の雇用関係があること。

オ 特定建設工事共同企業体協定書（甲）

国土交通省が示す様式で、平成14年3月29日 国総振第162号による改正後のもの。

カ 委任状

代表者（又は本市に届出済みの受任者）以外の代理人名で一般競争入札参加資格確認申請書を提出する場合のみ。

キ 返信用封筒

表に返信先を記載し、簡易書留郵便相当額の切手をちょう付すること。

(2) 入札参加資格確認申請用紙の交付期間及び交付場所

ア 交付期間

公告の日から平成17年3月2日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 交付場所

京都市理財局財務部調度課

(3) 入札参加資格確認申請の受付期間及び受付場所

ア 受付期間

公告の日から平成17年3月2日（水）まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除く。

イ 受付場所

京都市理財局財務部調度課

(4) 入札参加資格の確認結果通知等

本件入札参加資格の確認結果は、平成17年3月7日（月）までに、一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

なお、資格がないと認めた者に対しては、その理由を付して通知する。

(5) 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 本件入札参加資格がないと認められた者は、市長に対し、書面により、入

札参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、平成17年3月16日（水）までに、京都市理財局財務部
調度課に持参提出しなければならない。

イ 市長は、アによる説明を求められたときは、平成17年3月22日（火）
までに、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

6 入札参加資格確認の取消し

本件入札参加資格があると認めた者が、次の各号の一に該当することとなった
ときは、市長は5(4)による通知を取り消し、改めてその旨を通知するものとす
る。

- (1) 入札参加資格があると認めた者が、入札執行までの間に、規則第2条第1項
に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。
- (2) 入札参加資格があると認めた者が、入札執行までの間に、要綱第29条第1
項の規定に基づく競争入札参加停止となったとき。
- (3) その他市長が特に入札に参加させることが不適當であると認めたとき。

7 発注仕様書及び入札説明書の提示

- (1) 提示日時 平成17年3月23日（水）午前10時
- (2) 提示場所 京都市理財局財務部調度課
- (3) 発注仕様書等に対する質問及び回答期限等

発注仕様書等に対する質問及び回答期限等については、入札説明書によ
る。

8 入札執行の日時及び場所等

- (1) 執行日時 平成17年4月13日（水）午前10時
- (2) 執行場所 京都市理財局財務部調度課 第一入札室
- (3) 入札を行う者は、一般競争入札参加資格確認通知書（又はその写し）及び入

札書に記載される入札金額に対応する積算内訳書を提示しなければならない。

- (4) (3)に示す積算内訳書は、入札説明書により指示する事項、数量、単価、金額等を明示したものとし、封入又は表紙を付けて金額等が露呈しないようにしておくこと。
- (5) (3)に示す積算内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

9 入札方法等

- (1) 落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本工事の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (3) 入札に当たっては、予定価格を公表する。ただし、一般競争入札に参加する資格を有する者が1者のときは、予定価格の事前公表は行わない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 納付。保証金額は請負代金額の3割とする。ただし、有価証券

等の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

11 入札の取消し

9(3)により予定価格の事前公表を行った場合において、入札参加者が1者になったときは、本件入札を取り消すものとする。

12 入札の無効

- (1) 京都市契約事務規則第6条各号(第3号を除く。)に定めるもののほか、虚偽の申請により入札参加資格があると認められた者が行った入札は無効とする。
- (2) 予定価格を上回る価格で入札を行ったときは、無効とする。

13 議会の議決に付すべき契約

本件工事の請負契約は、議会の議決に付すべき契約に該当するため、契約の相手方となる者は、まず本市と仮契約を締結し、議会の議決を経た後に本契約を締結することとなる。ただし、仮契約を締結した後、議会の議決があるまでに、仮契約の相手方に別に定める基準に該当する反社会的行為等があったときは、当該仮契約は解除する。

14 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有

15 予算不成立の場合の無効

本件工事に係る予算が成立しないときは、この公告は無効とする。

16 問合せ先

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所本庁舎1階

京都市理財局財務部調度課工事契約担当（電話番号 075-222-3313）

17 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Building construction of Kyoto Municipal Shimogyo Junior High School

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents

for the qualification:

5:00 p.m. 2 March, 2005

(3) Time-limit for the submission of tenders:

10:00 a.m. 13 April, 2005

(4) Contact point for the notice: Supplies Section, Finance Division, Finance

Bureau, City of Kyoto

Teramachi-Oike Nakagyo-ku, Kyoto 604-8571, Japan

Phone 075-222-3313

(理財局財務部調度課)